八　［略］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］
十二　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

**第二十二条の八**　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項

四　［略］

2　前項の申請書には前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

3　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

**第二十二条の十**　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　全ての坑道の閉鎖が終了していること。

二　［略］

三　第十七条第一項又は第二項に規定する措置を必要としない状況にあること。

四　中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法が適切なものであること。

五　［略］

六　［略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

**第二十二条の十一**　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象附属施設の解体及び撤去の実施状況

［四・五　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

**第二十二条の十二**　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設の状況（中深度処分に係る監視測定設備にあつては、撤去後の状況を含む。）が放射線による障害の防止の措置を必要としないものであること。

［二～四　略］

六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

**第二十二条の八**　［同上］

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［同上］

2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて、説明した資料を添付しなければならない。

3　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

**第二十二条の十**　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［号を加える。］

一　［同上］

二　第十七条第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。

［号を加える。］

三　［同上］

四　［同上］

（廃止措置の終了の確認の申請）

**第二十二条の十一**　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置対象附属施設の解体の実施状況

［四・五　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

**第二十二条の十二**　［同上］

一　廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二～四　同上］